

北陸信越運輸局報



明日の交通・環境を創造します。

令和 3年 6月 11日（金曜日） 第648号

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目 次

公 示	△「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について	・・・P1
	△「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について	・・・P1
	△「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について	・・・P2
	△「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について	・・・P2
	△「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について	・・・P2
許認可等	△一般貨物自動車運送事業（一般）の許可	・・・P2
	△指定自動車整備事業の指定	・・・P3

○ 公 示

■ 公示第5号

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月20日付け公示第42号）について、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、令和3年6月1日から施行する。

令和3年5月31日

北陸信越運輸局長 野津 真生

※別添はP4～P5参照

■ 公示第6号

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け公示第56号）について、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、令和3年6月1日から施行する。

令和3年5月31日

北陸信越運輸局長 野津 真生

※別添はP6～P7参照

■ 公示第 7 号

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 21 年 9 月 30 日付け 公示第 54 号）について、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

令和 3 年 5 月 31 日

北陸信越運輸局長 野津 真生

※別添は P 8～P 9 参照

■ 公示第 8 号

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 21 年 9 月 30 日付け 公示第 58 号）について、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

令和 3 年 5 月 31 日

北陸信越運輸局長 野津 真生

※別添は P 10～P 11 参照

■ 公示第 9 号

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成 21 年 9 月 30 日付け 公示第 59 号）について、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

令和 3 年 5 月 31 日

北陸信越運輸局長 野津 真生

※別添は P 12～P 13 参照

○ 許 認 可 等

■ 一般貨物自動車運送事業（一般）の許可（自動車交通部）

事業者名(法人番号)	代表者	許可年月日	主たる事務所の位置	車両数
信州新町河川開発株式会社 (9100001003850)	代表取締役 大平 武	R3. 5. 13	長野県長野市信州新町水内 2819 番地 1	5
株式会社トランスアームネク スト (8110001028402)	代表取締役 若井 正直	R3. 5. 24	新潟県新潟市中央区山二ツ 4 丁目 4-16 ラピュタオオ ノ I 104 号室	5
株式会社ドットライン (一)	発起人代表 蔵田 周	R3. 5. 27	石川県金沢市栗崎町ル 76 番 地 40	5

■指定自動車整備事業の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第10257号
指定年月日	令和3年6月1日
事業者名	株式会社ホンダ四輪販売長岡（法人番号 4110001023448）
事業場の名称	H o n d a C a r s 長岡 田中店
事業場の所在地	新潟県柏崎市大字田中字刈又274番1
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第10258号
指定年月日	令和3年6月1日
事業者名	株式会社ホンダ四輪販売長岡（法人番号 4110001023448）
事業場の名称	H o n d a C a r s 長岡 阿賀野店
事業場の所在地	新潟県阿賀野市上中84番地
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

以 上

一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第42号</p> <p style="text-align: center;">一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け公示第55号）に従って行うこととする。</p> <p>平成25年9月20日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 和 迺 健 二</p> <p>1. ～ 6. （略）</p> <p>附 則（略）</p> <p><u>附 則（令和3年5月31日付け公示第5号で一部改正）</u></p> <p><u>1. この公示は、令和3年6月1日から施行する。</u></p> <p><u>2. 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第42号</p> <p style="text-align: center;">一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け公示第55号）に従って行うこととする。</p> <p>平成25年9月20日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 和 迺 健 二</p> <p>1. ～ 6. （略）</p> <p>附 則（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

○一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為事項	基準日車等		適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運輸規則第21条第5項	<p>1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1)</p> <p>①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上</p> <p>2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3)</p> <p>3 疾病、疲労等による乗務</p> <p>4 薬物等使用乗務</p> <p>(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。</p> <p>(注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。</p> <p>(注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。</p> <p>なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。</p>	<p>警告</p> <p>20日車</p> <p>40日車</p> <p>40日車</p> <p>80日車</p> <p>100日車</p>	<p>10日車</p> <p>40日車</p> <p>80日車</p> <p>80日車</p> <p>160日車</p> <p>200日車</p>	運輸規則第21条第5項	<p>1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注)</p> <p>①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上</p> <p>(新設)</p> <p>2 疾病、疲労等による乗務</p> <p>3 薬物等使用乗務</p> <p>(注) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>警告</p> <p>20日車</p> <p>40日車</p> <p>40日車</p> <p>80日車</p> <p>100日車</p>	<p>10日車</p> <p>40日車</p> <p>80日車</p> <p>160日車</p> <p>200日車</p>

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第56号</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、公示する。</p> <p>平成28年11月18日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 江 角 直 樹</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則 (令和3年5月31日付け公示第6号で一部改正)</u></p> <p><u>1. この公示は、令和3年6月1日から施行する。</u></p> <p><u>2. 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第56号</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、公示する。</p> <p>平成28年11月18日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 江 角 直 樹</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

○一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為	基準日車等		適用条項	違反行為	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上(注2) 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注3)(注4) 3 疾病、疲労等による乗務 4 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 80日車 80日車 160日車 200日車	運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上(注2) (新設) 2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 80日車 160日車 200日車
	(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 通達本文4.(1)②に該当するものを除く。 (注3) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注4) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診せずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診せずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。				(注) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 通達本文4.(1)②に該当するものを除く。 (新設) (新設)		

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第54号</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に対して行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第414号、国自旅第139号、国自整第137号。以下「14年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 後藤靖子</p> <p>1.～6. (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則 (令和3年5月31日付け公示第7号で一部改正)</u></p> <p><u>1. この公示は、令和3年6月1日から施行する。</u></p> <p><u>2. 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第54号</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に対して行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第414号、国自旅第139号、国自整第137号。以下「14年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 後藤靖子</p> <p>1.～6. (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為事項	基準日車等		適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病、疲労等による乗務 4 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 80日車 80日車 160日車 200日車	運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 (新設) 2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 80日車 160日車 200日車
	(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。				(注) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (新設) (新設)		

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第58号</p> <p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第33条（法第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年7月9日付け北信交監第125号、北信技整第146号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 事業停止処分</p> <p>（1）次の①から⑧までのいずれかに該当する場合（6（1）④に該当する場合を除く。）において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに30日間の事業停止処分を行うものとする。ただし、⑤に該当したことに伴って②に該当する場合の事業の停止期間（以下「事業停止期間」という。）は、合わせて30日間とする。</p> <p>また、許可の取消処分を行う場合は、事業停止処分は、行わないものとする（以下同じ。）。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第58号</p> <p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第33条（法第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年7月9日付け北信交監第125号、北信技整第146号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 事業停止処分</p> <p>（1）次の①から⑧までのいずれかに該当する場合（6（1）④に該当する場合を除く。）において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに30日間の事業停止処分を行うものとする。ただし、⑤に該当したことに伴って②に該当する場合の事業の停止期間（以下「事業停止期間」という。）は、合わせて30日間とする。</p> <p>また、許可の取消処分を行う場合は、事業停止処分は、行わないものとする（以下同じ。）。</p>

①～②（略）

③ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の2の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

④ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の2の規定に違反して、車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

⑤～⑧（略）

6 許可の取消処分

①～⑧（略）

⑨ 法第5条第1号、第2号、第7号又は第8号に該当するに至った場合

⑩～⑪（略）

7～8（略）

附 則（略）

附 則（令和3年5月31日付け公示第8号で一部改正）
この公示は、令和3年6月1日から施行する。

①～②（略）

③ 法第17条第4項に基づく安全規則第13条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

④ 法第17条第4項に基づく安全規則第13条の規定に違反して、車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

⑤～⑧（略）

6 許可の取消処分

①～⑧（略）

⑨ 法第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

⑩～⑪（略）

7～8（略）

附 則（略）

（新規）

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第59号</p> <p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について</p> <p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準において別途定めることとした貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為にかかる日車数等を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等について」(平成16年7月9日付け北信交監第128号、北信技整第149号。以下「平成16年通達」という)は廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 後藤靖子</p> <p>1～10 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則 (令和3年5月31日付け公示第9号で一部改正)</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>1 この公示は、令和3年6月1日から施行する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第59号</p> <p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について</p> <p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準において別途定めることとした貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為にかかる日車数等を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等について」(平成16年7月9日付け北信交監第128号、北信技整第149号。以下「平成16年通達」という)は廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 後藤靖子</p> <p>1～10 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

新					旧				
別表					別表				
適用条項	違反行為	基準日車等		備考	適用条項	違反行為	基準日車等		備考
		初違反	再違反				初違反	再違反	
法第17条第1項第1号 第6項	<p>1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1)</p> <p>① 未受診者1名</p> <p>② 未受診者2名</p> <p>③ 未受診者3名以上</p> <p>2 <u>未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3)</u></p> <p>3 疾病・疲労等乗務</p> <p>4 薬物等使用乗務</p> <p>(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。</p> <p>(注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。</p> <p>(注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。</p> <p>なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。</p>	警告	10日車		法第17条第1項第1号 第6項	<p>1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注)</p> <p>① 未受診者1名</p> <p>② 未受診者2名</p> <p>③ 未受診者3名以上</p> <p>(新設)</p> <p>2 疾病・疲労等乗務</p> <p>3 薬物等使用乗務</p> <p>(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	警告	10日車	
		20日車	40日車				20日車	40日車	
		40日車	80日車				40日車	80日車	
		40日車	80日車				80日車	160日車	
		80日車	160日車				100日車	200日車	